

# お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る 取扱規定

## (この規定の趣旨)

第1条 この規定は、当社が、第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合(以下「電子交付」といいます。)における方法を定めたものです。

## (対象書面)

第2条 対象書面は、次の各号に掲げるものとします。

- 1 取引報告書
  - 2 取引残高報告書
  - 3 運用報告書
  - 4 目論見書
  - 5 目論見書補完書面
  - 6 上場有価証券等書面
  - 7 最良執行方針
  - 8 投資信託に関するご注意事項
  - 9 約款規定集などの重要な変更等
  - 10 金融商品取引法、税法その他関係法令の施行および改正により交付が義務付けられた書面
  - 11 その他当社が定め、当社ホームページ(以下「ホームページ」といいます。)上に掲げるもの
- 2 当社が対象書面を追加する場合には、ホームページ上にてお知らせいたします。
- 3 電子交付による対象書面の記載事項の提供が可能となる日は、対象書面ごとに異なり、ホームページ上に表示するところによるものとします。

## (申込方法)

第3条 お客様が電子交付をお申込になる場合は、この規定の内容を承諾いただいた上で、当社所定の手続きによりお申込まいただくものとします。

## (電子交付の利用)

第4条 次の各号の全てに該当する場合に、お客様はこの規定に基づいて当社が行う対象書面の電子交付(以下「本サービス」といいます。)をご利用になることができます。

- 1 事前、または同時に当社所定の手続きにより申込者が当社の総合取引口座を開設済みであること
- 2 お客様が前条に定める方法により電子交付をお申込になり、かつ、当社が承諾した場合
- 3 お客様が「インターネット取引等取扱規定」に基づき、当社とのインターネット経由でのトレーディング・サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線および閲覧環境等を保有している場合
- 4 お客様は、本サービスをご利用する場合、必ず電子交付された対象書面の記載事項を確認すること

## (電子交付の内容確認)

第5条 お客様は、お客様ページ(ログイン ID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定ページをいいます。以下も同様とします。)で対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、対象書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

## (電子交付)

第6条 当社の電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページに記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能にすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。お客様は、本サービスのご利用開始後、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧することができます。

- 2 前項の定めにかかわらず、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他やむをえない事情がある場合は、お客様の申出により、当社は、対象書面を電子メール等により交付できるものとします。
- 3 電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。
- 4 当社の電子交付は、PDF ファイルにより行うため、お客様は当該 PDF ファイルを閲覧可能な PDF 閲覧ソフトを使用して閲覧するものとします。
- 5 当社の電子交付は、お客様の使用に係るコンピューターにダウンロードおよびプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

### **(書面による例外交付)**

第7条 お客様の、本サービスのご利用開始後であっても、法令の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

### **(本サービスの終了)**

第8条 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、本サービスを終了するものとします。

- 1 お客様が、当社所定の手続きにより、本サービスの利用中止の申出をされた場合
  - 2 総合取引口座が解約または廃止されたとき
  - 3 お客様の「インターネット取引等取扱規定」に基づく、当社とのインターネット経由でのトレーディング・サービス利用契約が終了または解約された場合
  - 4 お客様が、関係法令・諸規則および当社所定の規定等のいずれかの事項に違反した場合
  - 5 お客様による本サービスのご利用が不適当であると当社が判断した場合
  - 6 やむを得ない事由により当社が本サービスの終了を申出した場合
  - 7 当社が本サービスを終了した場合
- 2 本サービスが終了した場合、お客様から対象書面に記載すべき事項を全て消去する指図があったものとみなし、消去することができるものとします。当社が消去の措置をとった後は、お客様は記載事項を閲覧することができなくなります。

### **(電子交付の方法の変更)**

第9条 当社はお客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することができるものとします。

2 当社は、前項にて定める変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

### **(電子交付の停止)**

第10条 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはそのほかの合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することがあります。

2 当社は、前項にて定める本サービスの停止により生じたお客様の損害については、当社に故意または重大な過失のない限りその責を負わないものとします。

### **(届出事項の変更)**

第11条 お客様は、本サービスのご利用にかかる当社への届出事項に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届出いただきます。この届出の前に生じた損害について、当社はその責を負いません。

### **(他の規定、約款の適用)**

第12条 この規定に定めのない事項については、「総合取引約款」等お客様に適用されるその他の約款・規定により取扱います。

### **(免責)**

第13条 お客様は、次に掲げる事項より生じた損害については、当社に一切その責任を追及できないものとします。

- 1 当社は、第2条に定める対象書面の全てに対して本サービスを行います、何らかの事由により本サービスが全てもしくは一部分が不可能等となった場合、電子交付に替えて書面で交付されること
- 2 当社は、第2条に定める対象書面の全てもしくは一部を本サービスの対象としない場合があること
- 3 本サービスについて、当社以外の法人等が運用を行う通信回線および通信機器、コンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等
- 4 天変地異、政変等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由による本サービスの停止、遅延または不能等

### **(この規定の変更)**

第14条 この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会等が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、変更されることがあります。なお、変更後のこの規定は当社が通知を行ったと同時に有効となります。

### **(準拠法・管轄)**

第15条 この規定の準拠法は日本法とします。この規定に関し、お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

平成 23 年 9 月